

# 消費者教育研究校報告書

愛知県立一宮興道高等学校 小川 久美子

## 1 はじめに

愛知県立一宮興道高等学校は、1983年（昭和58年）に創立し、2023年に創立41年を迎えた。本校の校名「興道」は、『漢書』の一節「弁然として道を興し、義を遷す」に由来し、物心両面にわたる創造を目指すものである。生徒の大多数は大学への進学を希望し、前向きに学業に取り組むとともに、生徒会活動、部活動、学校祭や球技大会などにも力を注いでいる。真面目で何事にも一生懸命に取り組む生徒が多く、校訓「活力」が遺憾なく発揮されている。

成年年齢が引き下げられ、高校3年生の18歳になれば、保護者の同意がなくても契約などの様々な決定ができるようになった。生徒は、18歳の成年年齢のことを知ってはいるが、知識の不十分さによって契約のトラブルにどのようなものがあるかまではあまり理解していないようである。また、本校は進学校ということもあり、高校卒業後の大学生活において、一人暮らしをする生徒もいる。その中で、自らが様々な契約をしていくことが想定される。そのため、本校における消費者教育の重要性は非常に高いと考えられる。

## 2 ねらい

本研究では、外部講師をお招きし、消費者ホットラインに寄せられている具体例に基づき、消費者トラブルについて講義していただき、その知識を課題発見学習としてグループワークを取り入れ、生徒自らが得た知識を活用し、思考・判断する力を身に付けることを目標とした。

また、消費者教育の内容をいくつかの課題に分け、グループワークで得た成果を、クラス内で発表させた。このグループワークにおいて、生徒たちが思考・判断し、発表という形で表現することが、主体的に取り組む学習につながり理解度を深められることを期待している。

この身に付けた知識や思考・判断・表現力が実生活での行動につながることを期待している。

## 3 実践内容

### (1) 生徒の実態

本授業実践は、普通科2年生、8クラスの家庭基礎の授業にて実施した。実践を行うにあたって、生徒の実態を把握するために、以下のような事前アンケートを行った。その結果は以下のとおりである。それぞれの問いの理解度を、「A：理解していて、友人に伝えることができる。」「B：理解しているが、友人に伝えることが難しい。」「C：知らない」という3つの段階に分け、アンケートを行った。

	内容	A	B	C
問1	成人年齢が18歳	42%	55%	3%
問2	エシカル消費	3%	17%	80%
問3	消費者契約法	6%	64%	30%
問4	クレジットカード支払い方法	20%	62%	18%
問5	ネットショッピングの電子契約法	6%	44%	50%
問6	多重債務者の債務整理手続き	3%	20%	77%
問7	消費者ホットライン	3%	15%	82%
問8	金融商品のリスクとリターン	9%	34%	57%
問9	部屋を借りる際の契約（敷金・礼金）	8%	38%	54%

アンケート結果から、70%以上の生徒が、「成人年齢が 18 歳」、「消費者契約法」、「クレジットカード支払い方法」について、理解していた。ただ、友人に伝えることができるまでの理解度がないことが実態として分かった。また、言葉として、50%以上の生徒が知らないという項目は、「エシカル消費」、「ネットショッピングの電子契約法」、「多重債務者の債務整理手続き」、「消費者ホットライン」、「金融商品のリスクとリターン」、「部屋を借りる際の契約（敷金・礼金）」であった。今回実施した事前のアンケート結果から、本校の生徒への授業の進め方として、

- 1：家庭科の授業の中で、「エシカル消費」、「消費者契約法」、「クレジットカードの支払方法」、「ネットショッピングの電子契約法」、「多重債務者の債務整理の手続き」、「金融商品のリスクとリターン」を中心として扱い、知識・理解を深めること。
- 2：外部講師の方に講義をしていただく授業の中で、「国民生活センター」に寄せられている事例について知識・理解を深めること。
- 3：1、2のような消費者教育に関わる課題を主体的に課題発見学習の中で、グループワークを取り組むことで、友人と共に思考し、クラス内で発表すること。

といった展開が本校の生徒に適しているのではないかと考えた。

最終目標は、生徒一人1人が「消費者市民社会」を築いていく力を育成することである。「消費者市民社会」とは、消費者が主役となって、環境問題を含む社会的課題の解決に向けて積極的に行動する社会である。最終目標を達成するために、以下のような授業計画を立案した。

## (2) 授業計画

時数	学習内容
1時限目	事前アンケート（具体的な事柄についての理解度）・エシカル消費度チェック
2時限目	買い物と契約の関係・消費者に不利な契約の取り消し・悪質商法
3時限目	外部講師による授業「消費者トラブルを知り、賢い消費者になろう」（消費者ホットラインに寄せられている具体的なトラブル事案について）
4時限目	多様化する支払方法とリスク防止、消費者の自立と行政の支援
5時限目	課題発見学習（グループワーク）の各班で、ロイロノートにまとめていく
6時限目	課題発見学習（グループワーク）の各班で、ロイロノートで発表準備
7時限目	課題発見学習（発表・振り返り）をロイロノートにおいて発表

- ①グループワークの中で、消費者教育に関わる課題を発見しながら、実際に知識を活用できるようにしていくこと。
- ②グループワークの中で、発表を前提とした表現はどのようにするとわかりやすいか思考し判断してまとめていくこと。
- ③消費者としての視点だけではなく、消費者を取り巻く環境（企業や行政）の視点から「消費者市民社会」を築いていけるように主体的に学んだことを実践していくこと。

### (3) 外部講師による講義

愛知県県民生活課、愛知県消費生活総合センターと連携し、消費生活相談員に「消費者トラブルを知り、賢い消費者になろう」と題し、消費者ホットラインに寄せられている具体的なトラブル事案について、2年生8クラスにおいて、クラスごとに1時間ずつ「実践的授業」を行っていただいた。今後の単元にもつながるように住居分野の一人暮らしにおける必要な契約について、「賃貸契約」、「電気通信契約」、「クレジットカードの契約」、「ネット通販の定期購入」等、具体的な事例と共に分かり易く話をしていただいた。最後の質疑応答に関しては、生徒自らの実体験にまつわる質問をすることもでき、とても有意義な授業になったと感じた。

#### 【外部講師による講義授業を受ける生徒達】



#### 【外部講師による講義のネット通販にまつわる実践内容】



### (4) 課題発見学習（グループワーク）

グループワークのテーマとして、①「エシカル消費」、②「消費者契約法」、③「クレジットカードの支払方法」、④「ネットショッピングの電子契約法」、⑤「多重債務者の債務

整理の手続き)、⑥「金融商品のリスクとリターン」、⑦「国民生活センターに寄せられている具体的な事例」の7つを取り上げ、それぞれを班に振り分けた。そして、7つのテーマについて課題を見つけさせ、タブレットPCで「ロイロノート」(クラウド型授業支援アプリ)を用いて、グループの生徒全員で調べた内容を共有してまとめさせた。さらに、「ロイロノート」でまとめた内容の「カード」をつないで、クラスの中で発表する準備をさせた。

また、タブレットPCや、教室の 프로젝ターを発表に用いる事で主体的かつ効率的に学習を進めることができた。

**【ロイロノートにおける発表準備状況】**



**【ロイロノートで生徒が発表する様子】**





R5 家庭科 家庭基礎 課題発見学習：グループワーク

消費者教育の発表内容のポイントをまとめる	
1	<p><b>エシカル消費</b></p> <p>人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費すること。大手企業を積極的に取り組んでいる。                  (マダガスカル) 地域地産 マーケットで果物の購入、省エネ、オーガニックのものを買取り → 買った、JCO、FSC、有機JAS 購入</p>
2	<p><b>消費者契約法</b></p> <p>→ 不実告知、契約の押し付け、不利益の発生、不慮な損害                  事業者の不慮な行為による契約の取り消しなどができる。特定契約法によってクーリング・オフが物宛期間内から無条件でできる。契約するときは説明をきちんと受けることと冷静に判断して行う。</p>
3	<p><b>クレジットカード</b></p> <p>→ 取得費用、消費者金融 (信用保証、信用保証)                  (X) 1/10 金利 不正利用 不正利用 不正利用 不正利用 不正利用                  不正利用 不正利用 不正利用 不正利用 不正利用</p>
4	<p><b>ネットショッピング</b></p> <p>(X) 1/10 不正利用 不正利用 不正利用 不正利用 不正利用                  (Y) 1/10 不正利用 不正利用 不正利用 不正利用 不正利用                  (Z) 1/10 不正利用 不正利用 不正利用 不正利用 不正利用</p>
5	<p><b>借金返済</b></p> <p>信託管理 特定共同債権                  信託管理 特定共同債権                  信託管理 特定共同債権</p>
6	<p><b>金融商品</b></p> <p>銀行が証券会社と連携してサービスを提供。株主 株主 株主 株主 株主 株主 株主 株主 株主 株主                  (運用) 資産性、収益性、流動性の観点で考える                  証券投資のリスク 証券投資のリスク 証券投資のリスク</p>
7	<p><b>国民生活センター</b></p> <p>消費者基本法に基づき消費者庁を所管している。188                  消費者庁の役割は義務 (消費者庁の役割を明示)                  消費者庁の役割は義務 (消費者庁の役割を明示)                  消費者庁の役割は義務 (消費者庁の役割を明示)</p>

＜発表を終えて…振り返りシート＞ (感想)

「エシカル消費」という言葉自体聞いたことがなかったが、何をから指すのかについて今日のグループワークを通じてエシカル消費について知識理解を深めることができた。言葉を知らなかったが、おもしろいと感じた。自分自身も選んだ商品の中で、なかと購入に応じてしよる部分もあつた。実際調べてみると、地域地産を重視したい。マーケットで果物の購入や、省エネを重視する地域や社会環境のために自分ができることを見つけた。また、オーガニックや環境に優しい商品を購入したい。自分ができることは、オーガニックや環境に優しい商品を購入すること。また、オーガニックや環境に優しい商品を購入すること。



R5 家庭科 家庭基礎 課題発見学習：グループワーク

消費者教育の発表内容のポイントをまとめる		
1	エシカル消費	様々なマークがある。→グリーンマークや FSC 認証マークなど。 環境にやさしい。 (X)マーク 価格が高い。 ⇒ エシカル消費を促すため。
2	消費者契約法	事業者の方が質・量が多い。 クーリング・オフができる。 突然、自宅に訪問 } (X) 不利 特定のせつしは 声をかけられる } が契約してしう。 @ 知識を身につける。 (X) 不利
3	クレジットカード	現金 X → 買い物 O (X) 学生でも使える。例、JCBカードなど。 使いすぎる (X) ① 翌月一括払い ② 分割払い } 4つある。 ステータス性 ③ ポイント一括払い ④ リボ払い
4	ネットショッピング	本や衣類が安い ネットで買う。 (注意) 住所などを確認 (X) 店舗に行かなくていい。 支払い方法が複数あるが 他人とがばらばら。 ① 情報を入力して人知ることバズル。
5	借金返済	借りたお金 + 利息で返済 O 無視し続けると X 借金をどうに扱えるか。 ① 任意整理 → 無理なく返済 クレジットカード → リボ払いに ② 自己破産 → 免責決定の場合、借金を解消 支払いが長い。 ③ 支払いは長い。 ④ 支払いは長い。 ⑤ 支払いは長い。
6	金融商品	収益性、安全性、流動性 O リスク (低) → リターン (低) 3つの特性を理解すること O リスクハイリターンの 大切 金融商品は存在しない。
7	国民生活センター	「188」に電話 → トリプル相談 / 様々な相談ができる ① ドライヤーから火花 ② 心当たりがない ③ トラブルで加熱 → 保証センター X 定期的にそうじする ④ 保証があった。 → 保証センターに連絡して 説明書を読み取る。 ⑤ X 保証に問い合わせる。

<発表を終えて…振り返りシート> (感想)

自分たちのグループでは最初に映像を流すことでエシカル消費について簡単に説明する。その次に写真でどういうマークがあるかの説明し、その後、詳しくエシカル消費について話す。自分たちがとてもいい構成だと思った。見ておもしろいようにした。話す時に前を見ながら話すとみんなに伝わりやすいのस्टレイトで言えばよかったなと思った。私たちが外の班では映像をまとめておもしろくなく、問いを入れたり質問に対して誰かにあてたり、クイズをしたりしてとても楽しく聞くことができた。改めて今まで勉強したことがなかったことの内容までより深く学ぶことができたので、困ったときに役立てると思った。参考にしていきたい。

#### 4 実践の成果と考察

##### (1) アンケート結果

授業後アンケートは、授業前アンケートと同様に普通科2年生、8クラスの家庭基礎の授業にて実施した。問1～問9のそれぞれの理解度を、「A：理解できて、友人に説明することができる。」「B：理解できたが、友人に説明することが難しい。」「C：あまり理解できなかった。」という3つの段階に分け、授業後アンケートを行い、その結果は以下のとおりである。

	内容	A	B	C
問1	成人年齢が18歳	55%	44%	1%
問2	エシカル消費	32%	61%	7%
問3	消費者契約法	34%	62%	4%
問4	クレジットカード支払い方法	51%	46%	3%
問5	ネットショッピングの電子契約法	35%	62%	3%
問6	多重債務者の債務整理手続き	27%	67%	6%
問7	消費者ホットライン	54%	42%	4%
問8	金融商品のリスクとリターン	40%	57%	3%
問9	部屋を借りる際の契約（敷金・礼金）	17%	66%	17%

問10は、消費者教育の学習をグループワークの中で主体的に取り組めたかという問いに対して、「A：主体的に取り組むことが充分できた」「B：主体的に取り組むことがある程度できた。」「C：主体的に取り組むことがあまりできなかった。」「D：主体的に取り組むことがほとんどできなかった」という4つの段階に分けた結果が次のグラフである。

##### 消費者教育の学習をグループ学習の中で主体的に取り組めたか





## (2) アンケート結果の分析

(表) アンケート結果の理解度：一部抜粋

		エシカル消費	クレジットカード	消費者ホットライン
理解できて、 説明できる	授業実施前	3%	21%	4%
	授業実施後	32%	51%	54%
理解できているが、 説明できない	授業実施前	16%	61%	14%
	授業実施後	61%	46%	42%
理解できていない	授業実施前	81%	18%	82%
	授業実施後	7%	3%	4%

生徒が感じた具体的な理由は、

- ・ 国民生活センターのことを初めは何も知らなかったので自分がまず理解できるようにインターネットを使って、徹底的に調べました。そして文章に合った画像を探して発表する時に聞いている人が分かりやすいと思えるようなものにした。
- ・ 自分で考えて調べないといけないことが増えたので、ただ授業を聞いている時より主体的に取り組めた。
- ・ 班の中で担当する項目を決めたので、調べる内容が多くなりすぎず、調べよう！という気持ちになれた。グループワークだからこそ出来たものだった。その後、グループ内で情報共有できたので良かった。
- ・ 今まで何となく理解を後回しにしていた「投資」について考えるととても良い機会であり、それを自分の言葉でしっかり説明できるようにグループで色々なサイトを調べて、とても良い発表が出来た。
- ・ 消費者問題は自分も含めて誰でも関わってくる問題だから、しっかりと学んでこれから生きていく上で学んだ知識を活用していきたいと思った。今回、自ら学んでいこうと思えた。

授業後のアンケートでは、「理解できて、友人に説明することができる」と回答した生徒がどの項目も増え、「クレジットカード」「消費者ホットライン」については、半数以上の生徒が友人に説明することができるようになっていた。

「消費者ホットライン」については、具体的なトラブル事案について、2年生8クラス、クラスごとに1時間ずつ「外部講師による授業」を行っていただいたので、理解度も深まり生徒の感想から友人に伝える自信もついたと思われる。

また、今後卒業していく際に一人暮らしになる生徒もいることから、教科において、次の単元につながるように学習を進めていきたいと考える。

## 5 今後の課題とまとめ

消費者教育分野の授業においては、生徒が知識を得て、何が重要かを思考・判断し、どのようなことに気を付けていけばよいのかを自ら見付けて、それを伝えていく力（表現力）が大切である。今回の実践において、課題発見学習としてグループワークを取り入れることで生徒自らが思考・判断する力を育成するというねらいは、生徒の振り返りシートからもわかるように、達成されたと考えられる。また、外部機関との連携は、生徒にとって有益になったばかりでなく、教員自身も指導力向上のために、今後も必要だと感じた。

本校の今後の課題として挙げられるのは、高校での学びを卒業後の生活に結び付けていくことや他教科との連携である。消費者教育を通して、高校卒業後に自立した暮らしをすることが

できるようにしていきたい。今後も様々な契約をしていく生徒たちにとって、消費者教育は一層重要な分野になっていくと考えられる。